

本年1月から、預金のマイナンバー付番が始まっている。新規口座の開設や、住所変更などの際には、金融機関の窓口で、マイナンバーの提供が求められる。もっとも、預貯金者に直接的な義務は課されないで、いわば任意での付番である。

預貯金に付番することの目的は、以下の3つである。

第1に、社会保障制度の所得や資産要件を適正に執行することである。生活保護や国民年金などの社会保障制度における所得調査、資力調査が必要となる際に、金融機関に対してマイナンバーを利用して照会できるようにして、その実効性を高めることである。

第2に、税務の適正・公平な執行という観点である。国税通則法及び地方税法に、「金融機関は預貯金口座情報をマイナンバー又は法人番号によって検索できる状態で管理しなければならない」旨が規定された。ちなみに、税務当局が調査などでマイナンバーを利用できることはすでに規定済みである。

最後に、ペイオフ対策、つまり預金保険法に基づく預貯金口座の名寄せ事務に活用するということである。預金保険機構などが金融機関の破たん時に行う預貯金口座の名寄せにマイナンバーを利用できるよう規定し、1人当たり元本1,000万円と利息が保護される際、預金保険機構は預金者がその銀行に複数の口座を持っているか確認することができるようになる。付番により、名寄せが正確かつ効率的に行われる。

では、今後預金の付番はどのように展開していくのであろうか。

まず、行政機関からの公金振込口座（例えば年金受取口座）への付番により行政機関が取得した番号情報を、金融機関に提供するなどの預貯金付番促進支援に向けた具体的検討が進んで

いくであろう。公務員給与の振込口座にも付番されるという話がある。

次に、「政府は…施行後3年を目途として、預貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び預貯金付番開始後の番号利用法の施行の状況について検討を加え…所要の措置を講ずるものとする」とされており、付番の義務づけに向けて検討が進んでいく。「任意」では実効性が上がらず、金融機関の対応もばらつきがあるとなれば、金融機関側が「付番の義務づけ」を要望する可能性も出てこよう。

最後に、社会保障制度を効率化するという観点から資産要件が重要となり、預金付番の要請が高まることが予想される。社会保障制度については、年齢ではなく「所得や資産等の経済力に基づき」負担を求める仕組みに変えていくことが閣議決定されている。高額療養費制度や後期高齢者の負担、介護保険利用者負担について、「マイナンバーの活用により、金融資産等の保有状況を考慮に入れること」が骨太方針に明記されている

のである。これらの負担を「原則現役並み」にして、利用者が一定以下の金融資産しか保有していないことを証明すれば負担を軽減するというアイデアも出されている。

安倍政権の下で教育無償化が進むが、住民税非課税世帯という一点を基準として制度設計をすると、住民税非課税世帯のほうが低所得世帯より得をする逆転現象が生じかねない。パートの社会保険料負担で生じている逆転現象・就労調整が広がっていく。消費税軽減税率の代替案である給付付き税額控除は、正確な所得把握ができていないという理由で選択されなかったが、児童手当、介護保険料、保育園の入園料などわが国では多くの社会保障が所得基準を導入している。社会保障の効率化に預金付番は不可欠といえよう。

第 131 回

中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員

森信茂樹

始まる預金付番を
社会保障の効率化に

税制之理